

減免制度をご存知ですか？

市に納めていただく税金や料金のうち、条件を満たせば申請により減免を受けられる場合があります。詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

種類	減免の対象者等	申請期限	問い合わせ先
個人市民税	○生活保護法の規定による保護を受けている者 ○災害、傷病等により生活が著しく困難となり一定の基準を満たす者 ○学生および生徒で一定の基準を満たす者	納期限の 7日前まで	税務課 市民税係 (☎ 82-1125)
法人市民税	○公益法人、NPO法人、地縁団体等で収益事業を行わない法人等		
軽自動車税	○公益のために直接専用する軽自動車等の所有者 ○身体障害者手帳等の交付を受けている人のために使用し、一定の基準を満たす軽自動車等の所有者 ○身体障害者等の利用のために構造変更された軽自動車等の所有者		
固定資産税 都市計画税	○固定資産の所有者で貧困等により公・私の手助けを受けている者 （「私の手助け」とは、社会事業団体など公益性の高い団体から受ける手助けを言います。） ○公益のため無償で直接貸している固定資産の所有者 ○災害等により被害を受けた固定資産の所有者		税務課 固定資産税係 (☎ 82-1127)
乳幼児健康支援 一時預かり事業 利用料	○生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ○市民税非課税世帯 ○所得税非課税世帯	利用時	児童福祉課 児童家庭係 (☎ 82-1175)
保育園保育料	○所得税非課税世帯で、次のいずれかに該当する場合 ・母子および寡婦福祉法に規定する配偶者のない人で、現に児童を扶養している世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯 ・身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けている人のいる世帯 ・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている人のいる世帯 ・特別児童扶養手当の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、または国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者のいる世帯 ○生活保護法の規定による保護を受けている等、特に生活に困窮していると認められる世帯 ○保護者の収入状況・家族構成等に変動がある世帯	随時受付	児童福祉課 保育係 (☎ 82-1207)
児童クラブ 保育料	○生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ○前年度市民税非課税世帯 ○災害その他特別の事情があると認められる世帯		
埴生幼稚園 保育料	○生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ○市民税非課税世帯 ○市民税所得割非課税世帯		学校教育課 学務係 (☎ 82-1202)
介護保険料	○第1号被保険者(65歳以上の方)の属する世帯の生計中心者が、次のいずれかに該当する場合 ・災害により財産に著しい損害を受けた者 ・死亡・長期入院・休廃業・失業・農作物の不作・不漁等により収入が著しく減少し、生活が困難と認められる者	【普通徴収対象者】 納期限まで 【特別徴収対象者】 年金支給日まで	高齢障害課 介護保険係 (☎ 82-1172)
国民健康保険料	○災害を受けた世帯 ○失業・休廃業・疾病その他の理由により生活が困難と認められる世帯	納期限の 7日前まで	健康増進課 国保賦課収納係 (☎ 82-1177)
市営住宅使用料	○入居者および同居者が疾病・失業等により収入が著しく減少した者 ○災害により著しい損害を受けた者	随時受付	建築住宅課 住宅管理係 (☎ 82-1166)